

**匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害対策のための技術的措置に係る
有識者検討会 提言骨子（案）**

1 匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害対策のための技術的措置の必要性

近年、匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺の被害額は顕著に増加しており、令和7年中の被害額は過去最多となっているほか、人身犯罪である強盗事件も連続的に発生し、国民の尊い生命が奪われる事態にまで至っている等、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害は正に異常事態と呼ぶべき深刻な情勢となっている。

匿名・流動型犯罪グループは、実行犯の募集、犯行の指示等を、通信内容について高い秘匿性を有する通信用アプリケーション（以下「通信アプリ」という。）を使用し、かつ、非対面で匿名によりこれを行うことが一般的である。こうした特徴を有する犯罪者達を物理的に追いかけることは容易ではなく、警察のリソースにも限りがある。また、「捨て駒」である実行犯を検挙したとしても、上位の指示役や次の犯行の標的を速やかに特定することは困難であり、その間に新たな実行犯が補充されて犯行が継続することになる。こうした厳しい実態を踏まえると、匿名・流動型犯罪グループに対しては、刑罰規定の持つべき予防効果が十分に機能していない状況になっていると言わざるを得ない。

また、パーソナルな端末であり移動しながら動画等も発信できるなど豊富な情報がやり取りされるスマートフォンは、個人の生活や経済・社会の発展に貢献してきた反面、その悪用への対策は、長年にわたり大きな課題となってきた。特に、秘匿性の高い通信アプリについては、匿名・流動型犯罪グループが犯行に悪用し、警察による捜査・対策をより困難にしている。

具体的には、現行の刑事手続においては、例えば、通信内容等を取得する手段として通信事業者に命じて事業者が保管・管理する情報を提供させる電磁的記録提供命令と、通信経路上の通信内容をリアルタイムで捕捉する通信傍受という2つの捜査手法が認められているが、これらの捜査手法では、強固な暗号措置が講じられた通信アプリによって犯行グループがやり取りした犯罪関連通信の内容を解明することは極めて困難である。

こうした現状に鑑みれば、匿名・流動型犯罪グループに対する新たな技術的措置として、犯罪者グループの端末から犯罪に悪用される通信アプリの通信内容等を迅速に把握し、被害防止に活用する手法（以下「遠隔解析」という。）を早急に導入することが必要である。被害者の受ける財産的打撃、精神的な打撃等は計り知れず、従前の刑事手続だけでなく、こうした悲惨な被害者を生まないための対策が急務である。また、当該措置の導入により、重大な犯罪に加担している自覚が薄い末端の者による犯行を未然に防ぎ、同時に、「闇バイト」に安易に応募した若者が重い罪に問われるような事態を防ぐことにもつながることが期待される。

また、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪は、国境を越えて行われることも多いことから、技術的措置を導入することにより、諸外国の当局との協力の現場において、我が国が実施可能な措置の選択肢が広がることも期待される。

2 遠隔解析に係る制度の在り方

遠隔解析により個人の端末から取得することとなる、秘匿性の高い通信アプリの通信内容については、憲法上の通信の秘密に関わるものであるとともに、プライバシーの保護が及ぶものとして考えるべきである。

その上で、適正手続の下で、必要な限度で通信の秘密やプライバシーを制限しながら捜査を行うことは憲法上も認められており、現行の刑事訴訟法も、こうした捜査の具体的な手続を規定することにより、人権の保護と公益の実現の調和を図っている。また、我が国では憲法上の比較衡量に関する確立された議論枠組みが既に存在しており、これらを踏まえた制度設計を指向すべきである（後記5に詳述）。

情報の取得が正当化されるためには、措置により実現される公益の内容と程度が、人権の制約の度合いを上回っているという意味での比例性も必要である。予防的観点から行政措置として犯罪被害の発生そのものを防止するためには、メタ情報だけでなく通信の中身を確認することとなるため、措置の対象者の特定や取得・管理する情報の範囲の決定は丁寧にいき、適正性が担保されるようにする必要がある。

犯人が使用する端末から被害防止に資する情報を取得するという目的を達成するために必要かつ合理的な実体的規律、通信の秘密に係る情報が適正に取得・管理されるための手続的規律、そして調査結果を活用して行われる被害防止のための警察活動全体の適正を確保するためのガバナンスの仕組みが求められる。

遠隔解析の制度化に当たっては、技術的措置に関する規定に加えて、収集した情報等により被害が切迫している者が判明した場合に、その被害の発生や拡大を防止する措置に関する規定も、併せて整備する必要がある。

3 被害の発生や拡大を防止するための措置

「事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現すること」を目的とする刑事手続により、犯罪を一つ一つ立件して対処するだけでは、匿名・流動型犯罪グループによる同種犯行の反復・拡散に歯止めをかけることはできない。このため、現在、検挙のみならず、政府を挙げた広報啓発等により被害防止の取組も推進しているが、それでもなお被害が拡大していく厳しい現状を踏まえれば、一定の重大な犯罪については、より直接的かつ積極的な手法により被害を阻止する必要がある。

警察は、警察法第2条により、個人の生命、身体及び財産の保護に任じることとされている。この責務を具現化する形で、犯罪による被害が切迫する者等を警察が特定した場合には、直ちに当該被害を防止するための措置をとることを法律に明記し、警察による一層迅速な対処を促進すべきである。

4 遠隔解析の概要

現行制度に基づく対策では、犯罪による被害が切迫する者を特定するための情報をはじめとする被害防止に必要な情報を迅速かつ十分に取得することは困難である。こうした現状を踏まえれば、国民の権利利益の侵害を最小限にするよう配意しつつ、当該必要な情報を取得する技術的措置として、遠隔解析を行う権限を設けるべきである。

遠隔解析の制度設計に当たっては、従来の法制及び議論枠組みを踏まえて、生成されるデータを継続的に取得していく措置か保存されたデータを取得する1回の措置か、また行政手続か刑事手続かという観点に着目して、制度設計における要件や手続を整理することが合理的である。

遠隔解析を刑事手続上の捜査手法として位置付けるアプローチも考え得るが、特定の犯罪の訴追・処罰を目的とする刑事手続上の措置によっては十分な犯罪予防効果が得られないおそれがあること、予備や未遂も含め犯罪としては未だ成立していない段階においても警察が介入すべき場面が多いと予想されること等の事情が認められることに鑑みると、遠隔解析を、犯罪の予防や阻止を目的とする行政手続上の措置として位置付けることには十分な合理性が認められる。

その上で、端末内の情報を継続性なく取得する権限として整理するとすれば、刑事訴訟法に基づく差押えの要件・手続を一つの目安として、遠隔解析の要件・手続を構成することが考えられる。

また、遠隔解析については、現行制度が直面している課題を踏まえ、

- 犯人グループに察知されることなく密行的に実施できるものであること
- 犯行ツールとして使用されるスマートフォン等の電子計算機の所在場所が不明であっても、当該電子計算機が特定されていれば、当該電子計算機に記録された情報の取得を可能とするものであること
- 犯罪による被害が切迫する者を特定する情報その他の被害防止に必要な情報の取得を可能とするものであること

が必要である。加えて、遠隔解析によって取得すべき情報の範囲については、刑事訴訟法に基づいてスマートフォンやパソコン等の端末を物理的に差し押さえることにより得られる情報の範囲が目安になると考えられる。

遠隔解析は、一定の重大な犯罪による被害が切迫した際に、当該被害を防止する目的で行使する行政調査権限として新設することが考えられる。当該権限については、警察官が犯罪の予防を含む職権職務を遂行するために必要な手段を定めることを目的とする警察官職務執行法の中に規定することが考えられる。

遠隔解析の具体的な手法を検討するに際しては、端末同士が直接鍵交換をして暗号通信を行うようなインターネットの世界において、従来の事業者を巻き込む制度設計は十分に機能しにくいことに留意するべきである。また、技術的な措置は、様々な可能性がある一方、対策も容易であることから、制度の詳細な内容については十分に情報保全を図るべきである。

5 遠隔解析の具体的制度

① 遠隔解析の要件

遠隔解析は、対象となる電子計算機の中で、被害防止に必要な情報がどこにどのような形式で記録されているのかが分からないという状況において、犯人への事前通知は行わずに、権限を行使する時点で当該電子計算機に記録されている電磁的記録のみを抽出して可視化し、その中から被害防止に必要な情報を選別して取得するものとして、関係する国内外の制度を参考に、その実施要件を定めるべきである。

なお、遠隔解析は、上述のとおり「権限を行使する時点で当該電子計算機に記録されている電磁的記録のみ」を対象とする措置であることから、生成されるデータを継続的に取得するものではない。

A 犯罪被害が発生するおそれ

遠隔解析の要件は、刑事訴訟法に基づく差押えの要件を目安とするべきであり、犯罪被害の発生見込みにつき、より厳格な基準（例えば通信傍受における「十分な理由」）までは求める必要性は認められない¹。

他方、遠隔解析は、犯罪者グループによる犯罪被害の発生・拡大の具体的なおそれが認められる場合に限って実施することが望ましく、例えば、一定の重大な犯罪の発生が現に確認された場合で同種の犯罪被害が懸念されるとき等に厳格に限定することが考えられる。

なお、匿名・流動型犯罪グループのような特徴を有する犯罪者達による犯罪の被害を防止するための実効性のある要件とする必要があることから、「数人の共謀によると認められる犯罪の被害」を対象としつつも、犯罪者間の継続的な結合等を前提とした要件は設けるべきではないと考えられる。

B 対象とする電子計算機の利用者

遠隔解析は、切迫する被害を防止するための必要な措置であるものの、犯罪とは無関係の者が使用する端末に対しても遠隔解析を実施されるのではないかとの懸念は確実に払拭するべきである。その観点から、遠隔解析の対象となる電子計算機は、被害が発生するおそれがある重大犯罪の犯人が使用すると合理的に認められるものに限定するべきである。

C 対象とする電子計算機

¹ 刑事手続上の要件として「十分な理由」が規定されている例としては、現場の警察官が裁判所による令状なくして身柄拘束ができる緊急逮捕等があり、一般用語としての「十分」が与える印象に比べて、相当高い嫌疑が必要となることを意味する要件とされている。

他方で、令状を取得して逮捕する通常逮捕の要件は「相当な理由」と規定され、必要となる嫌疑は相対的に低くなっており、差押えの要件は「罪を犯したと史料」と規定され、必要となる嫌疑は「相当な理由」よりも更に低くなっている。

このことから、遠隔解析の要件について、「十分な理由」まで必要とするのは均衡を失すると解される。

遠隔解析は、切迫する被害を防止するための措置であり、後述のように、犯罪による被害が切迫する者を特定する情報や切迫する犯罪の実行に関する情報などを取得するものである。

そのような情報は、指示役から実行犯への指示などの犯人同士の連絡や犯人から被害者への連絡に用いられた端末（電子計算機）に保存されている蓋然性が高いと考えられることから、遠隔解析の対象は、こうした電子計算機であることが合理的に認められるものに限定すべきである。

D 対象とする電磁的記録

遠隔解析の目的は、匿名・流動型犯罪グループ等による重大な犯罪の被害が切迫する者を調査・特定した上で、当該者への注意喚起、警察の対処態勢の整備等を迅速に行い、被害を的確に防止できるようにすることである。

このため、遠隔解析により取得すべき電磁的記録としては、犯罪による被害が切迫する者を特定する情報（氏名、住所が分かる情報、自宅写真等）のほか、犯罪が行われる日時、襲撃に加わる実行役の人数、準備している凶器等の切迫する重大な犯罪に関する情報が想定される。

また、実際の運用においては、刑事訴訟法に基づいてスマートフォン等の端末を物理的に差し押さえることにより得られる情報の範囲も参考にすべきである。

E 緊急性

遠隔解析は、差し迫った人身・財産等への危険を回避するなど、必要な場合に限定して権限を行使することが望ましいことから、重大な犯罪による被害の発生・拡大が差し迫っており、警察官による職務執行を緊急に行う必要があることを要件として設けるべきである。

F 補充性

遠隔解析は、電子計算機の利用者に事前に通知することなくそこに記録された電磁的記録を確認するものであり、いわゆるプライバシーの権利等を制約するものである。この調査権限が真に必要な場合に限り行使されるようにするための要件を定めることが望ましいことから、他の方法によっては速やかに被害防止のための情報を収集することが困難であるということを要件として設けるべきである。

② 遠隔解析の事前手続

遠隔解析は、憲法第 31 条及び第 35 条の要請を踏まえれば、遠隔解析ができる場合に該当すると認める理由のほか、対象となる電子計算機、取得する電磁的記録の範囲等について、裁判官による事前の審査（許可状の発付）を受けることとするべきである。また、事前の司法による審査（許可状取得手続）においては、憲法第 35 条の特定性の要請や刑事手続上の既存の強制処分の要件との均衡に照らし、遠隔解析を実施する場合には、その対象となる電子計算機を電話番号、IP アドレスなどの何らかの方法で特定するとともに、取得する電磁的記録の範囲を当該対象となる電子計算機に記録されている

と合理的に認められる前記5①Dのような電磁的記録として特定することが要求される。

③ 必要な処分

遠隔解析に当たっては、対象となる電子計算機内のデータを確認し、取得対象となる情報を探し、選別するという過程を経ることが想定される。この過程においては、技術上の特性から、対象の電子計算機上の情報を、遠隔解析を行う警察官の端末に送信した上で、その内容を確認することが必要となることも考えられる。

現在の刑事訴訟法の規律を踏まえれば、取得対象情報を探して選別するという目的に必要な限度で、対象端末内の情報を一時的に警察官の端末に送信し、これを知得することを許容する制度とすることが妥当であり、刑事訴訟法と同様の「必要な処分」に相当する行為を法定するべきである。

6 憲法との関係

① 憲法第13条及び第21条第2項との関係

個人が所有する端末におけるプライバシーに関する議論は憲法上も比較的未成熟な分野であるが、遠隔解析の対象となる電子計算機に保存されている秘匿性の高い通信アプリの通信内容は、憲法上の通信の秘密に関わるものであるとともに、プライバシーの保護が及ぶものとして考えるべきである。

その上で、適正手続の下で、必要な限度で通信の秘密やプライバシーを制限しながら捜査を行うことは憲法上も認められており、現行の刑事訴訟法も、住居の捜索や郵便物の差押え、検証、通信傍受等、捜査の具体的な手続を規定することにより、人権の保護と公益の実現の調和を図っている。また、検証による通信傍受や装着型GPS捜査に関する最高裁判例等において、憲法上の比較衡量に関する確立された議論枠組みが存在している。

従来の法制及び議論枠組みを踏まえて、通信傍受のように次々と生じる音声や生成されるデータを捕捉し続ける継続的な措置か、保存されたデータを一の機会に取得する非継続的な措置か、また行政手続か刑事手続かという観点に着目して、制度設計における要件や手続を整理していくことが合理的である。

遠隔解析については、裁判官に個別に取得を許可された電磁的記録以外の電磁的記録を取り扱った場合には、これを速やかに消去しなければならず、かつ、他者に提供してはならない旨の規定を置く（後記7②B）とともに、遠隔解析を実施する警察官に対する組織的統制を図る（後記7②A・D）ことによって、公共の福祉に資する重要な目的のために必要な範囲内に限り行うものといえることから、憲法13条の法意に反するものではないと考えられる。

また、通信の秘密は、憲法上の権利であるが、法律により公共の福祉のために必要かつ合理的な制限を受けることも認められる。

行政手続による通信の秘密の制限については、抽象的な議論のみで「許容される」又は「許容されない」との結論を得ることは適切ではなく、具体的な制度設計の各場面において通信の秘密との関係を考慮し、実体的な規律とそれを遵守するための組織上・手

続上の仕組みを作ることが必要であり、加えて、明確で詳細なルールとなるよう考慮することが適当である。

遠隔解析については、保存されたデータを一の機会に取得する非継続的な措置として、切迫する重大な犯罪被害を防止する目的の範囲内で情報を取得するための必要かつ合理的な実体的規律が設けられること（前記5①）、通信の秘密に関わる情報が適正に取得・管理されるための手続的規律が設けられること（後記7②B～D）、遠隔解析と被害防止措置という一連の警察活動の全体の適正を確保するためのガバナンスの仕組みが担保されること（後記7②A・D）を前提にすれば、通信の秘密やプライバシーへの制約が生じたとしても、その制約の程度はやむを得ない限度にとどまると考えられる。

② 憲法第31条及び第35条との関係

遠隔解析については、法律で定められた手続が適正でなければならないことをも意味すると解されている憲法第31条や、搜索及び押収について厳格な令状主義の原則を定め、一定の行政手続にもその要請が及ぶと解されている憲法第35条との関係が論点となる。

遠隔解析による情報の取得の目的は、被疑者の特定・検挙ではなく、犯罪による被害が切迫する者に対して被害防止の措置を講じることである。遠隔解析により取得できる情報は当該目的のために必要なものに限られることや、不要な情報の消去義務が設けられること（後記7②に詳述）を前提とすれば、遠隔解析が、刑事責任追及のための資料の収集に直接結びつく作用を一般的に有するものとは認められない。

しかし、この調査権限に基づく電磁的記録の取得は、いわゆるプライバシーの権利の侵害を伴うものであり、かつ、その実質において電子計算機の物理的な差押えと同程度の強制処分と認められることから、一定の行政手続については令状主義の要請も及ぶと解される憲法第35条の法意を考慮する必要がある、事前の司法による審査を設けるべきである。

遠隔解析については、前記5②のような司法による審査を設けることを前提とすれば、それにより、憲法第31条及び第35条の要請を満たすと考えられる。

7 遠隔解析の導入に当たっての実効性・適正性担保措置

① 実効性の担保

遠隔解析が真に被害防止に資する制度となるよう、以下の点に留意する必要がある。

- 厳格な要件、適正な手続を導入することを前提としながら、実効性のある対策を導入する必要がある。
- 技術は日々進化することを踏まえ、その変化に柔軟に対応できる制度とする必要がある。
- 犯人らに容易に対抗措置をとられないよう、技術的措置の詳細については徹底した情報保全を図る必要がある。

② 適正性の担保

前記5①及び②のとおり、遠隔解析の制度を設けるためには、重大犯罪による被害発生の高度な蓋然性、緊急性・補充性、犯人の端末への限定等の厳格な要件を設定した上

で、事前の司法による審査を受けることとするべきであり、加えて、適正性担保のために以下の措置も講ずるべきである。また、運用上も、情報保全を図りつつ、遠隔解析の導入によって、逆に国民の安全が脅かされることのないよう配意すべきである。なお、憲法上の要請を満たした制度であっても、その趣旨を満たした適正な執行が重要なのはいうまでもない。

A 遠隔解析を行う者の厳格化

被害防止の活動に従事する警察官と、遠隔解析を行う警察官との役割を分離した上で、遠隔解析を適正に行うために必要な知識及び能力を有すると認められる警察官を警察庁長官が指名し、遠隔解析の実施権限は当該指名された警察官にのみ認めることとするなど、当該権限の適正な行使を制度的に担保するべきである。

B 取得が認められた情報に該当しない情報の消去

遠隔解析により取得する情報の範囲を、目的に照らして必要な範囲内に限る観点から、技術上やむを得ず、取得が認められた情報に該当しない情報を取り扱うこととなった場合においては、その全てを消去することとするべきである。

また、こうして消去すべき情報が、遠隔解析を行う警察官以外の警察官に提供されることのないようにすることなどを制度的に担保するべきである。

C 遠隔解析の対象となった電子計算機の利用者への通知

遠隔解析においては、措置に際して許可状の提示を行い得ないので、その措置がなされたかどうかを相手方が認知することが困難であることが想定される。このため、相手方の権利の保護に必要な事項を遅滞なく相手方に知らせることで、万が一違法な処分が行われたような場合に、救済の道を開いておくことが望ましい。

他方で、通知によって犯罪者グループに対策を講じられてしまう事態や通知すべき対象者を特定できない事態も想定される。このため、通知については、犯罪被害の防止に支障がある場合及び通知先となるべき使用者に関する情報が不明である場合を除いて行うこととしつつ、当該使用者に関する情報が明らかである場合には、当該支障がなくなった後、速やかに行うこととするべきである。

D 公安委員会による事後監督

遠隔解析が濫用され、警察による不当な干渉・監視が行われるのではないかと不安を国民が抱くことによって、警察による適正な職務執行に悪影響が生じることのないようにするべきである。

現行の警察制度においては、警察官職務執行法に基づく避難措置の実施結果の報告を受けたり、警察の不適切事案に対する監察機能を果たしたりする管理機関として、公安委員会が存在している。

これを踏まえ、遠隔解析を行った警察官は、公安委員会にこれを悉皆的に報告し、その確認を求めることとするべきである。また、適正性を確保するため必要があれば、公安委員会が具体的な措置をとることができることとし、透明性の確保に努めつつ、事後監督を行う公安委員会の機能がしっかりと果たされるよう運用するべきである。

8 遠隔解析により得られた情報の活用の在り方

一般に、法律で規定される権限は、それぞれの規定が設けられた趣旨・目的に従って行使されなければならない、他の目的のために行使されてはならない。

このため、遠隔解析も、犯罪被害の防止という目的を逸脱し、犯罪捜査を目的として権限を行使することは許されず、かつ、制度上もそれを担保すべきである。

他方で、行政調査により収集・取得された資料の刑事事件の証拠としての利用に関しては、税務調査に関する最高裁判例において、行政調査で得られた資料を端緒として刑事手続に移行することや当該資料を刑事手続の証拠として利用することも許容されることが示されている。このような判例を踏まえれば、重大犯罪による被害の防止という目的を達成するために実施される遠隔解析によって取得した情報については、刑事訴訟法等に基づく必要な手続を経ることにより、刑事手続で利用することも許容されると解される。特に、現行法上、必ずしも司法による審査を経ない他の行政調査によって取得された情報であっても刑事手続に用いることが許容されているという状況に鑑みれば、厳格な要件・手続を設け、司法による審査を受けて適正に取得された遠隔解析による情報について刑事手続での利用を禁止する理由はないと考えられる。なお、情報の活用に当たっては、当該情報が対象の電子計算機から確かに取得したものであることを事後的に確認可能であることも重要である。